

項目	J Aカードローン
ご利用 いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。</p> <p>※ただし、契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○生活の根拠が定まっている方（農業者以外の自営業の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○10万円以上300万円以内とし、10万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の25日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月25日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は次のとおりです。</p> <p>前月約定返済日現在のお借入残高□返済額</p> <p>1万円未満□前月約定返済日現在のお借入残高</p> <p>1万円以上50万円以下□1万円</p> <p>50万円超100万円以下□2万円</p> <p>100万円超150万円以下□3万円</p> <p>150万円超200万円以下□4万円</p> <p>200万円超250万円以下□5万円</p> <p>250万円超300万円以下□6万円</p> <p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。</p>
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（沖縄県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、保証期間が必要と認められた場合又は、前年度税込年収が200万円（農業者150万円）に満たない者は保証人を徴求させていただきます。
保証料	—

項目	J Aカードローン
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置  本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または本店くらし応援部（信用統括）（電話：098-831-5559）にお申出下さい。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置  外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。  沖縄弁護士会紛争解決センター弁護士会（電話：098-865-3737）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>